別紙３

移住支援金に係る申請要件の該当状況について

移住支援金の申請に当たっては、次の（１）及び（２）のいずれにも該当している必要があります。

（１）次のいずれかに該当している。

a　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）又は平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少が１０％以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(a)　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、雇用保険の被保険者若しくは個人事業主として東京２３区に通勤していたこと。

(b)　東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京２３区に通勤していたこと（東京２３区内の大学等に通学していたことを含む。）。

b　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、東京２３区への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

(a)　住民票を移す直前に、連続して１年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京２３区に通勤していたこと。

(b)　東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前に、連続して１年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京２３区に通勤していたこと（東京２３区内の大学等へ通学していたことを含む。）。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

a　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b　日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

c　その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。